

ずし生涯学習
推進プラン

2011~2014

逗子市

目 次

第1章	はじめに	1
第1節	生涯学習とは	3
第2節	生涯学習が求められる背景	3
1	社会の成熟化に伴う学習需要の増大	4
2	社会・経済の変化に対応した幅広い学習の必要性	4
3	生涯学習が評価される社会へ	4
第3節	プラン策定の趣旨	4
1	プラン策定の趣旨	4
第4節	プランの推進に当たって	5
1	プランの位置付け・性格	5
2	プランの構成・期間	5
3	プランの推進	5
4	プラン実施の目標と評価	6
第5節	市民との協働による生涯学習の振興	6
1	生涯学習の普及と啓発	6
2	学習機会の充実	6
3	市民との協働	7
第2章	基本構想	11
第1節	構想の目的	11
第2節	基本目標	11
第3節	生涯学習活動を支える基本的認識	11
1	市民との協働による生涯学習	12
2	すべての人が等しく学習のできる環境づくり (ノーマライゼーションの視点)	12
3	学習活動への支援	13
4	世代間交流の重要性	13
5	ライフステージ別の学習課題への取組み	14
6	生涯スポーツの充実	14
7	生涯学習における学校教育の役割	14
8	開かれた学校づくり	15
9	情報通信技術の進展への対応	15

10	ボランティアの養成と支援	16
11	個人情報保護と知的所有権の尊重	16
12	すべての行動は学習から始まる	17
第4節 施策の基本方針		17
1	学習活動へのきっかけづくり	17
2	多様な学習機会の充実	17
3	学習活動の支援	18
4	学習の成果を活かせる環境づくり	18
5	生涯学習の総合的な推進に当たって	18
第3章 基本計画		21
施策の体系図		21
第1節 学習活動へのきっかけづくり		24
1	自発的学習意欲の醸成と生涯学習に対する共通認識の形成	24
2	学習情報の提供、相談体制の整備・充実	24
第2節 多様な学習機会の充実		25
1	ライフステージに応じた学習機会の充実と条件整備	25
2	市民の学習要求に応じた学習機会の充実と条件整備	35
3	社会的課題などに応じた学習機会の充実と条件整備	42
第3節 学習活動の支援		47
1	学習施設の整備	47
2	学習環境の整備	50
3	生涯学習事業の推進	52
第4節 学習の成果を活かせる環境づくり		52
1	学習成果の発表の場づくりへの支援	52
2	学習成果の活用	53
第5節 生涯学習の総合的な推進に当たって		53
1	協働による生涯学習の総合的な推進	53
2	市民による統合的な生涯学習の推進	54
3	庁内の生涯学習推進体制の充実	55
付属資料		57

第1章 はじめに

第1節 生涯学習とは

第2節 生涯学習が求められる背景

第3節 プラン策定の趣旨

第4節 プランの推進に当たって

第5節 市民との協働による生涯学習の振興

第 1 章 はじめに

第1節 生涯学習とは

現在、急速な少子高齢化、環境問題、経済・産業構造の変化、高度情報化の進展など私たちを取り巻く社会環境の急激な変化が続く中で、生涯にわたってより充実した人生を送るために、多くの人々は人生の様々な段階や活動の場において新たな知識や技術の習得や人とのふれあいの大切さを感じています。

生涯学習とは、「一人ひとりが健康で豊かな生活を営むことや、仕事に役立つ知識や技術を身に付けたり、生きがいのある充実した人生にするため、自分の意思に基づき、必要に応じて自分に適した手段や方法を選んで生涯を通じて行う学習活動」をいいます。

生涯学習には、様々な学習活動が含まれています。家庭や学校で行われている基礎的・本能的なものから、趣味や教養、資格取得、企業内の研修、スポーツ活動、レクリエーション活動、芸術・文化活動、地域づくりのための活動、国際交流活動、ボランティア活動など幅広く多様です。

また、学習の方法には、学校や公民館等の社会教育施設、民間における教育関連事業等で実施されるような集団で行う学習形態のものだけでなく、通信教育やテレビ、ラジオ、読書、新聞、インターネットなどを利用した個人で行う学習もあります。このようなことから、分野や程度の違いはあるとしても、誰もが既に生涯学習をしているといえます。

言い換えれば、「いつでも、どこでも、だれでも」が必要なことを学ぶことができる社会が生涯学習社会であり、日本国憲法第26条第1項でも「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。」と、国民の学習する権利を保障しています。また、1985年（昭和60年）3月の第4回ユネスコ国際成人教育会議で採択されたユネスコ学習権宣言では、「学習活動はあらゆる教育活動の中心にあり、学習権は、人間の生存にとって不可欠な手段である。」と謳っています。

また、2006年（平成18年）12月に改正された教育基本法第3条でも「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」という「生涯学習の理念」が掲げられています。

こうしたことから、生涯学習には、学習を通じて自らを高め、人間として、より心豊かに生きていくとともに、お互いを認め合い、共に育っていくという過程を経て、和やかで豊かな地域社会の形成の輪をより大きなまちづくりへとつなげていくことが期待されます。

第2節 生涯学習が求められる背景

このように、生涯学習の必要性が高まってきた背景には、次の点が挙げられます。

1 社会の成熟化に伴う学習需要の増大

現在、所得水準の上昇、高学歴化の進展、自由時間の増大など「社会の成熟化」が進んでいます。

このような社会にあって、「心の豊かさ」「生きがい」のために、生涯にわたって学習し、個性的でより充実した人生を送りたいという人々の意識が高まり、新たな学習需要への対応が求められています。

2 社会・経済の変化に対応した幅広い学習の必要性

少子高齢社会の到来や急速な情報通信技術の発展、国際化の進展、地球環境問題の顕在化など社会を取り巻く環境は大きく変化をしており、新たな知識・技術の習得を求める人々も増加しています。また、男女共同参画社会や一人ひとりの人権が尊重され生かされる社会の実現が求められています。

生涯学習の推進に当たっても、こうした社会が抱える課題に的確に対応していく必要があります。

3 生涯学習が評価される社会へ

心の豊かさや生きがいのための学習意欲の増大、社会経済の変化への対応が求められている中で、「人々が、生涯のいつでも、自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価される」ような生涯学習社会の構築を目指して行くことが求められています。

第3節 プラン策定の趣旨

1 プラン策定の趣旨

本市では、従来から市民の生涯学習に対する関心が高く、様々な分野で活発な学習活動が展開されています。

こうしたことから、市民の主体的な学習活動を支援していくため、1997年（平成9年）3月、「ずし生涯学習推進プラン」を策定し、逗子らしい生涯学習のイメージを「楽習のまち ずし」と位置づけ三つの基本目標（P8を参照）を設定し、生涯学習の推進を行ってきました。

本推進プランは、これまで本市が進めてきた様々な生涯学習に関する諸施策を整理、継承し、市民一人ひとりが、いつでも、どこでも、学ぶことができ、学んだ成果を様々な形で活かすことができる生涯学習社会の実現を目指して、市民と行政が、協働^(*)して作業を進め、ここに「ずし生涯学習推進プラン」を改定しました。

* 協働

本市が目指す生涯学習社会の実現のためには、市民、地域、学校、企業、関係機関・団体と行政が力を合わせて取り組んでいく必要があります。

したがって、市民と関係機関・団体などが主体的に参加し、それぞれの役割の違いを踏まえ、たうえ

で協力し合う関係を重視する観点から、「協働」という語を用います。

第4節 プランの推進に当たって

1 プランの位置付け・性格

- (1) 「ずし生涯学習推進プラン」は、「逗子市総合計画」の個別計画として、21世紀を目標とする都市像「豊かさを実感する調和あるまち(*)」を具体化するために、生涯学習の視点から事業を整理して生涯学習施策の基本的な考え方や方向性を明示したものです。
- (2) 「ずし生涯学習推進プラン」は、市民が主役となる生涯学習社会の実現を目指すうえでの「指針・道しるべ」となることを目的とします。
- (3) 「ずし生涯学習推進プラン」は、市民や関係機関・団体と行政が協働して生涯学習を推進するための市の考え方を示したものです。

* 豊かさを実感する調和あるまち

逗子市総合計画では、都市像を設定するに当たって、次の基本的な考え方を示しています。

- 1 豊かさを実感するまち
- 2 調和のあるまち
- 3 小さくても自立するまち

また、同計画の中で、生涯学習の目標として「成熟を育むゆとりあるまち」を目指しています。

2 プランの構成・期間

「ずし生涯学習推進プラン」は、基本構想、基本計画から構成され、逗子市総合計画との整合性を図るため、2007年度（平成19年度）から2014年度（平成26年度）までの8年間とします。基本計画は、基本構想で設定した基本方針を実現するために本市が取り組むべき施策の方向を示すもので、前期基本計画は、2007年度（平成19年度）から2010年度（平成22年度）までの4年間とし、後期基本計画を2011年度（平成23年度）から2014年度（平成26年度）までの4年間とします。ただし、社会情勢の変化等に的確に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

3 プランの推進

- (1) 「ずし生涯学習推進プラン」による事業は、「逗子市総合計画」に基づき、推進を図ります。
- (2) 「ずし生涯学習推進プラン」は、生涯学習の主体である市民が積極的に参加し、中心となって推進していくことが求められます。
このため、市民、地域、学校、企業、関係機関・団体と行政が協働して取り組んでいくことが期待されます。

4 プラン実施の目標と評価

「ずし生涯学習推進プラン」に基づく事業が適切に実施されるように、進行管理や評価などを行います。

計画の評価は、施設の整備やシステムの構築など年次計画が可能なものと、講座やイベントなどの中には事業でその領域が広範囲にわたるものなど年次計画に馴染まないものもありますので、様々な視点から評価を行う必要があります。

また、事業そのものの目的が福祉や環境問題等から実施されている場合には、生涯学習の視点からの評価を取り入れて事業の見直しを行います。

基本計画については、社会や経済の状況を的確に捉えて、必要に応じて適宜内容の見直しを行います。

第5節 市民との協働による生涯学習の振興

市民が、生涯のいつでも、自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価される社会の実現に向けて生涯学習を振興していくためには、行政の役割を明確にして、市民と行政が協働していくことが求められています。

1 生涯学習の普及と啓発

行政は、生涯学習についての普及や啓発を行い、まず、生涯学習の考え方やその重要性について理解を促していく必要性があります。生涯学習に関する講座や冊子による啓発のほか、各施設等で行われる発表会や講座など市民と協働で実施する生涯学習に関するイベントにより生涯学習という言葉や重要性に対する理解と関心が高まるよう努めます。

2 学習機会の充実

行政は、市民に充実した学習機会を提供するために、市民と協働し、学習相談の充実、施設・設備の整備、情報収集や情報提供のためのシステムの構築に努めます。

市民が自発的・自主的に学んでいくためには、まず、学習機会や人材、施設などの情報が簡単に入手でき、また、新たな学習への意欲につながっていくような、情報提供と相談が重要です。また、既に学んでいる人にとっては、情報を受け取るだけでなく、自ら発信したり、他の学習者と交流したりするなど、学習活動の活性化を図り、市民主体の学びの輪を広げていくように支援することも必要です。

これらの実現ためには、関係機関と連携し、体系的に分かりやすい情報を提供するとともに、多様なメディアを活用することが重要です。

さらに、市民の学習ニーズの多様化・高度化に応えるためには、行政だけでなく、様々な機関や市民との連携と協働により、効率的かつ効果的に学習活動の支援を行う必要があります。

3 市民との協働

市民一人ひとりが生涯のいつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果を社会に還元できるまちを目指すため、市民一人ひとりが自主的に学習活動に参加するとともに、学んだ成果を地域の中で活かしていくことが望まれます。また、市民が望む生涯学習の在り方についても行政と協働して、企画・運営ができるよう期待されています。

第2章 基本構想

第1節 構想の目的

第2節 基本目標

第3節 生涯学習活動を支える基本的認識

第4節 施策の基本的方向

第 2 章 基 本 構 想

第 1 節 構想の目的

この基本構想は、逗子らしい生涯学習社会の実現に向けた基本的な方向を示すもので、本市の生涯学習推進の基本目標と、これを実現する施策の基本的方向を示します。

第 2 節 基本目標

本市は、都市宣言「青い海と みどり豊かな 平和都市」をまちづくりの基本理念とし、総合計画では21世紀初頭を目標とする本市のあるべき都市像を「豊かさを実感する調和あるまち」と設定し、「豊かさを実感するまち」、「調和のあるまち」、「小さくても自立するまち」を目指し、その実現に向けて進んでいます。

このプランでは、本市の目指す逗子らしい生涯学習社会のイメージを「**楽習のまち ずし**」(*)と位置づけ、その実現に向けて都市宣言や総合計画で示す都市像を踏まえ、次のとおり基本目標を設定します。

- 誰もが、多彩な学びを楽しみ、いきいきと生きることができる「**楽習のまち ずし**」の創造
- 学ぶよろこびをとおして、実り豊かな自分づくりができ、多彩な個性を尊重しあえる、彩りあざやかな「**楽習のまち ずし**」の創造
- とともに学びあい、ふれあい、育みあう「**楽習のまち ずし**」の創造

* 「**楽習のまち ずし**」

プランでは、本市が目指す逗子らしい生涯学習社会を「恵まれた自然環境のもと、市民の誰もが、人生のどの場面でも、いきいきと学びを楽しむことができ、その成果を様々な形で活かすことを通じて、互いに認めあい、育みあう、市民が主役を演じる生涯学習社会」と位置づけています。そのイメージを、生涯学習での学ぶ楽しさ、学ぶよろこび、学びをとおして得られる満足感や充実感などに着目し、「楽」という字をあて「**楽習のまち ずし**」とします。

第 3 節 生涯学習活動を支える基本的認識

市民を取り巻く社会情勢や生活環境は、著しい変化が続いています。こうした中であって、市民は心の豊かさや生きがい、新しい知識や技術・技能の習得、人とのふれあいなど広範な領域の学習機会を求めています。

また、基礎的な学習を終え、さらに学習を深めるため、継続的に学ぼうとする市民の増加

に伴い、学習要求は、より高度化・多様化・専門化する傾向が強まっています。

こうした学習要求に応え、市民の系統的・継続的な学習活動を支援するためには、本市における学習機会を大きく次の3つの視点から整理し、体系的な提供を進めるとともに、内容の充実を図っていく必要があります。

- (1) ライフステージに応じた学習機会の充実と条件整備
- (2) 市民の学習要求に応じた学習機会の充実と条件整備
- (3) 現代的課題などに応じた学習機会の充実と条件整備

生涯学習活動は、学習する者一人ひとりの自主的・自発的な学習活動であると同時に、学習者相互の交流によって学習効果が向上することが期待されます。したがって、これからも、次のような様々な視点に立っての市民の生涯学習活動の機会を充実し、支援していくことが重要となります。

1 市民との協働による生涯学習

市民には、自発的・主体的に様々な方法で生涯学習活動に取り組む権利が憲法で保障されています。この権利を確かなものにするためには、学習活動を進めるだけでなく、行政と協働し、生涯学習社会の実現に寄与することも求められます。

活力ある暮らしやすい地域社会であるためには、市民が主体的に地域づくりに取り組んでいくことが大切です。

市民の学習ニーズは、多様化しています。すべての市民がそれぞれの状況や必要に応じて、いつでも自由に学習機会を捉え学習できるようにする必要があります。共に学び合い、共に育つという、いわゆる「共育」という考え方が提唱されています。

そのために行政は、地域での交流を促進し、多くの人が地域づくりに関わっていけるよう支援することが必要です。市民の主体的な地域づくりを推進するため、地域への関心を高める学習や地域課題についての学習機会を充実するとともに、学習と活動を一体的、継続的に行えるよう支援しなければなりません。

2 すべての人が等しく学習のできる環境づくり（ノーマライゼーション^(*)の視点）

誰もが等しく学習できる環境を整備することが基本的に最も重要なことです。障がい者、高齢者、児童など社会的に不利な状態にある人々も一人の人格のある人間として尊重されなければなりません。また、国籍、年齢、性別などの違いに関わらず、すべての人に学習しやすい環境整備を行うことが必要です。

すべての人々が生涯学習を通じて、ともに学びあい、ふれあい、育みあうことで、人権尊重の心を育み、市民一人ひとりの人権が尊重され、ともに平等に分ち合い助け合い支え合って生きていける学習環境が築かれていきます。

また、まちの中を自由に移動でき、社会参加のできる状況を作っていくことが大切です。駅や歩道、施設の利用に当たっては、障がい者、高齢者、児童にとってもバリアフ

リー(*2)の視点で支障がなく、利用しやすいように建物、設備、駐車場等に十分に配慮する必要があります。

また、新規の施設の設置や既存の施設の改修については、ユニバーサルデザイン(*3)の視点から検討し、常にすべての人にとって利用しやすい施設であることが重要です。

さらに、職業人や子育て中の人などが参加しやすいように開催日時や場所などの工夫のほか、託児サービスの実施や地域の身近な施設での実施など参加しやすい学習体制の充実が必要です。

* 1 ノーマライゼーション (normalization)

「正常化、正規化」の意味。デンマークのバンク・ミケルセンが提唱した福祉の理念であり、1981年の国際障がい者年に今後の障がい者福祉の在り方として普遍化し、現在では日本で定着した考え方となっています。この考え方では、様々な障がいのある人々が、地域社会の中で他の人々とともに生活できる社会を正常な社会と考えるということです。障がいの有無にかかわらず、人間が平等に権利と義務を能力に応じて補い合い、助け合い、しかも同一の社会の場で生きていこうとする対等な生活原理に基づいた地域社会を形成しようという理念でもあります。

* 2 バリアフリー

もとは建築用語で、障壁（バリア）のない構造を示す言葉です。

特に、住居などで段差を設けないことや階段の代わりにスロープをつけるなど、障がい者や高齢者が生活しやすいように配慮した住宅を整備することや建築関係以外の各種の商品やサービスなどにも広く使われ、「人間が社会の中で人間として自立する上での不便さ（障壁（バリア））を取り除く」ことに拡大して使われています。

* 3 ユニバーサルデザイン

製品、建物、環境などを障がい、年齢、性別、国籍等にかかわらず、あらゆる人が利用できるように考えてデザインするという考え方をいいます。「バリアフリー」は、もともとあった障壁を取り除くという概念ですが、「ユニバーサルデザイン」は、最初から取り除かれてデザインされていることをいいます。

3 学習活動への支援

複雑化・高度化する社会では、一人ひとりが長い人生のその時々々に直面する課題、人生の節目で必要となる学習課題、心豊かに健やかに生きるための現代的課題、これら学習課題の高度化に応じた体系的な学習機会の提供と充実を図り、市民の主体的な生涯学習活動を積極的に支援する必要があります。

また、学習活動は学習者相互の交流によって、学習効果の向上が期待されます。新しい知識・技術・技能を修得するに当たって、交流は大きな意義があります。そのための学習交流の場、機会づくりを支援します。

4 世代間交流の重要性

近年、少子・高齢化、核家族化などが急速に進んだことから、家族や地域におけるふれあいの場や機会が減少し、家族や地域社会において世代間の絆が希薄になっています。これに伴い、家族において子育てや子どもの教育に関すること、高齢者の生き

がい健康づくりや介護に関すること、地域においては歴史や文化の継承の在り方などが課題となっています。

このため、地域での世代間の交流や体験の機会も減少するなど以前のような地域での子どもへの見守りや相談などがしにくくなり、子育てに関する不安も大きくなっています。

子どもが高齢者と関わる中で、いたわりや命について考えることができるようになり、高齢者は、若い人々と接することで活力を得ることができます。

また、高齢者層の持つ知識や知恵あるいは技術や伝統・文化を若い世代に伝え継ぐことが期待されます。

5 ライフステージ別の学習課題への取組み

私たちが生まれてから長い人生の間に、いくつかの節目があります。そして、その節目ごとに特有な生活上の課題があり、そのための学習機会の提供が求められます。

学校教育の場面では、2008年（平成20年）及び2009年（平成21年）3月には新学習指導要領が公示され、これからの時代にふさわしい教育の実現が求められています。

また、成人層にとっては、産業構造の変化を背景に雇用形態が変化している中、就労確保に向けた自主啓発やキャリアアップのための学習機会の提供が求められています。

特に、増加傾向にある高齢者層にあつては、地域や家族の中で健康で生きがいを持ち続けながら生活していくことが重要となっています。

このようなライフステージごとの学習機会の充足に向けた学習への積極的な動機付けや能力開発、生きがい支援など多様な対応を行っていく必要があります。

6 生涯スポーツの充実

人が健康を維持するためには、食事、睡眠などの生活習慣や良好な生活環境など様々な条件が挙げられます。その一つが運動であり、学校での体育の授業は、日常の体育活動を生活習慣として形成することにあると考えられます。

学校体育に対して、生活習慣としての日常的な体育活動を意味している生涯体育（生涯スポーツ）という考え方が提唱されています。

市民の健康に関する関心・意識は高く、様々なスポーツ活動を目的としたグループ・サークルが数多く存在しています。また、少子高齢化の進行に伴い、市民一人ひとりの健康づくりが大変重要となっています。

子どもから高齢者まで、障がいの有無にかかわらず、多くの人々が活動場所として十分機能し得るような施設の拡充を図る必要があります。

7 生涯学習における学校教育の役割

義務教育は、生涯学習への入口と位置付けられ、基礎・基本の学力の定着が目的とされています。学ぶ意欲を育て、物事を自ら進んで考え、そこに楽しみを見いだすことができるような生き生きとした人間を育てることが大切であり、生涯学習にとって欠くこ

とのできない基礎となっています。

子どもの生活体験・自然体験・各種の交流等の減少に伴い、子どもの教育の充実のために、学校・家庭・地域で共に育て合う「共育」の場の提供、仕組みづくりが求められます。

8 開かれた学校づくり

地域社会の核としての学校をつくることや、学校や地域が一体となった、いわゆる学社融合(*)の視点に立って、開かれた学校づくりを実施するとともに、積極的に学校施設や教育機能を活用した企画が求められます。

開かれた学校づくりには、3つの意味が含まれます。

第1の意味は、学校施設の住民への開放です。現在、運動場、体育館、特別教室等が市民に提供されています。

第2の意味は、学校教育の中で保護者(家族)や地域住民が一定の役割を果たすことです。

既に本市では、児童生徒を学校の教師だけでなく地域全体の手で育てていこうという取組みのなかで、地域の先生をはじめとして学校支援ボランティアの活用が図られています。学校教育のさらなる充実のために、学校支援ボランティアの役割はさらに大きくなることが期待されています。

第3の意味は、学校の持つ教育機能を地域に開放するということです。学校の先生の専門的な教育力が、児童・生徒だけにとどまらず広く市民に向けられることは望ましいことです。学校施設を活動の拠点とした新しい企画を目指す時代です。

* 学社融合

学校教育と社会教育が、それぞれ独自の教育機能を発揮し、相互に足りない部分を補完しながら協力していく「学社連携」から、より一歩進んで、学校教育と社会教育が、それぞれの役割分担を前提とした上で、学習の場や活動などで両者の要素を部分的に重ね合わせながら、一体となって子どもたちの教育に取り組んでいくことです。

9 情報通信技術の進展への対応

情報関連分野での技術革新はめまぐるしく、インターネットの飛躍的普及等デジタル技術の急激な発展により生涯学習活動への急速な革命をもたらしています。

パソコンの小型化・軽量化により外出先でも情報端末として使えるなど個人が各自の生活ペースを保持しながらネットワークを駆使した学習スタイルが選択できるようになりました。

インターネットの普及は、在宅や外出先での学習の機会を大幅に向上させています。家族の介護などにより外出の機会から遠ざかっていた人々や単身赴任等長期不在の人々への学習の機会の提供が期待されます。

これからの生涯学習活動では、学習の手段としてのデジタル技術の活用だけでなく、学習成果の発表手段としてのデジタル技術の利用まで含めて検討する必要があります。

10 ボランティアの養成と支援

最近、ボランティア(*1)を意味する活動範囲は大きく広がりを見せています。

たとえば、災害時の救援活動のような突発的なできごとに限らず、高齢者・障がい者の介助・支援活動、環境改善活動、自然保護活動、国際交流、青少年の健全育成活動など日常的・継続的な市民活動もボランティア活動として認識されています。

今後は、市民の生涯学習を支援する市民活動もボランティア活動（生涯学習ボランティア(*2)）として認識していくことが望まれます。

ボランティア活動は市民の自由意思による活動といえます。その継続的・発展的な活動の効果を高め、参加者の達成感や成就感を満足させるためには、参加者の共通認識の形成が不可欠です。そしてその共通認識とは、地域が抱える課題の解決です。このためには、組織的な運営が必要となります。

これからは、市民にできることは市民が担い、行政でなければできない事業を行政が担当するという、役割分担を進めていくことが望まれます。一方で、市民と行政をつなぎ、課題解決をサポートするコーディネーターが重要になります。

市民の自発的な活動が円滑に行われるためには、行政としては活動拠点の提供（共用の活動場所など）や広報活動の支援などが必要であり、人や団体同士をつなぎ、ボランティア活動の目的を達するための手助けが求められます。さらに、ボランティア活動が効果的・発展的に継続するためのハード面の整備及びソフト面として講座やイベントの開設、コーディネート機能の充実も必要となります。

* 1 ボランティア(volunteer)

「自由意思」の意味のラテン語を語源とし、最初は、志願者や義勇兵などのことを指していました。現在は、自らの意思で行う、見返りを期待しない社会的貢献の活動を意味しています。

* 2 生涯学習ボランティア

広く市民の生涯学習活動を支援する市民活動に携わる人々を指し、後述の「たのしみ楽習サポーター（P15を参照）」も、生涯学習ボランティアに含まれます。

11 個人情報保護と知的所有権の尊重

国民として法令を守ることは当然ですが、生涯学習活動の中で、気付かずに法令に違反する事態が予想されます。特に、個人情報保護に関する問題と、知的所有権(*)の侵害には、留意が必要です。

不用意な個人情報の流失によって、予想外の損害を与えたり、また損害を被る恐れがあります。損害が生じなくても、信頼が失われ、その回復には多大の時間と労力が必要となり得ます。

生涯学習活動の中では、他人の知的所有権に抵触する恐れがある場合が少なくないと考えられます。何が侵害となるかが分からないまま、加害者になる恐れも被害者になる可能性も予想されます。

個人情報保護と知的所有権の尊重に関する学習機会の提供は今後とも必要だと考えられます。

* 知的所有権

知的所有権には著作権（著作者の人格権を含む。）や特許権など様々な権利が含まれます。生涯学習活動の中では、著作権侵害の可能性が最も多いと考えられます。出版物のコピーを有料で頒布することの違法性はだれでもが承知していると思いますが、たとえ無料であったとしても、著作権者の許諾を得ずに図版、写真、絵画、映像や音声のコピー（講演等の録画、録音及び文章化したものを含む。）を講座の受講者等に配布あるいは投影等を行うことは、著作権侵害の可能性が少なくありません。

1.2 すべての学習は行動から始まる

新しい知識や技能を身につけるなどの「学習」には、学習活動における意図的な学習と日常生活における偶発的な学習があります。人々が未経験の分野・領域に属することがらに、新たに取り組む際、本人が意識するか否かにかかわらず、ほとんどの場合何らかの学習活動を行っています。日常生活の中で偶然に学習する機会が起こる場合があります。たとえば、散歩をしていて「この木にはこんな実がなるのか」といったことを偶然に発見するという場合がこの偶発的な学習といえます。

学校教育や社会教育等のような意図的に行っている学習活動と日常生活の中で起こる偶発的な学習があることがわかります。このプランで扱う生涯学習とは、範囲を意図的に行う学習活動を対象とします。

第4節 施策の基本方針

基本目標の実現に向け、本市の生涯学習の基盤整備の推進などを中心にして、次のとおり施策の基本的方向を定めます。

1 学習活動へのきっかけづくり

現在は学習活動をしていないが、これから始めてみようとする人にとっては、適切なきっかけづくりが必要になります。

このため、市民の主体的な学習活動に向けた生涯学習の普及・啓発に努めます。

また、既に学習活動をしている人にとっては、適切な学習情報の提供や学習相談の充実が重要です。

そこで、学習情報を体系的に収集し、市民に提供するシステムの整備や学習に関する様々な相談に応じられる体制の整備に努めます。

2 多様な学習機会の充実

社会環境の変化などに伴い、市民の学習要求は、ますます多様化・高度化してきています。こうした学習要求に応えるためには、学習機会の提供の体系化を進めるとともに、内容の充実を図ることが必要です。

このため、本市における学習機会を、人生の各ライフステージに応じた学習機会、市民の学習要求に応じた学習機会、現代的課題などに応じた学習機会に体系化するとともに、内容の充実に努めます。

3 学習活動の支援

市民が主体的な学習活動を行うための場としての、生涯学習施設の整備・充実が重要です。

このため、本市の生涯学習推進の拠点となる施設の整備や、文化プラザホール、市民交流センター、図書館、公民館、市民活動センターなどをはじめとする施設の効率的な活用に努めるとともに、各施設間のネットワークを構築し、学習資源の効率的な活用に努めます。

また、学校の持つ教育機能や施設の地域開放を進め、地域との交流を進めます。

さらに、市民の学習活動を様々な角度から支援する楽習サポーター(*)の育成や、市民の自主的な学習活動の支援、学習活動を通じた市民同士やグループ同士の交流の支援に努めます。

* 楽習サポーター

このプランでは、生涯学習に係わる指導者・人材については、市民の主体的な学習活動を教えるという視点より、ともに学び、支援するという視点を重視し、「楽習サポーター」という言葉を用います。

4 学習の成果を活かせる環境づくり

市民が身につけた学習の成果を発表することは、自らの学習意欲の向上に密接につながっています。そして、学習成果を地域活動やボランティア(P13を参照)活動などの中で活かすことで、自らも学ぶこととなります。

このため、学習成果を発表する場や機会の提供と、学習成果を活かせる環境づくりに努めます。

5 生涯学習の総合的な推進に当たって

市民が主役となる「楽習のまち ずし」の創造を目指し、市民、地域、学校、企業、関係機関・団体などとの協働による生涯学習の総合的な推進に努めます。

また、市民の学習活動は日常生活のあるゆる領域にわたることから、行政における生涯学習の推進は、すべての部局が担うこととなります。

このため、生涯学習の推進に総合行政として取り組むため、庁内の推進体制の充実に努めます。

第3章 基本計画

施策の体系図

第1節 学習活動へのきっかけづくり

第2節 多様な学習機会の充実

第3節 学習活動の支援

第4節 学習の成果を活かせる環境づくり

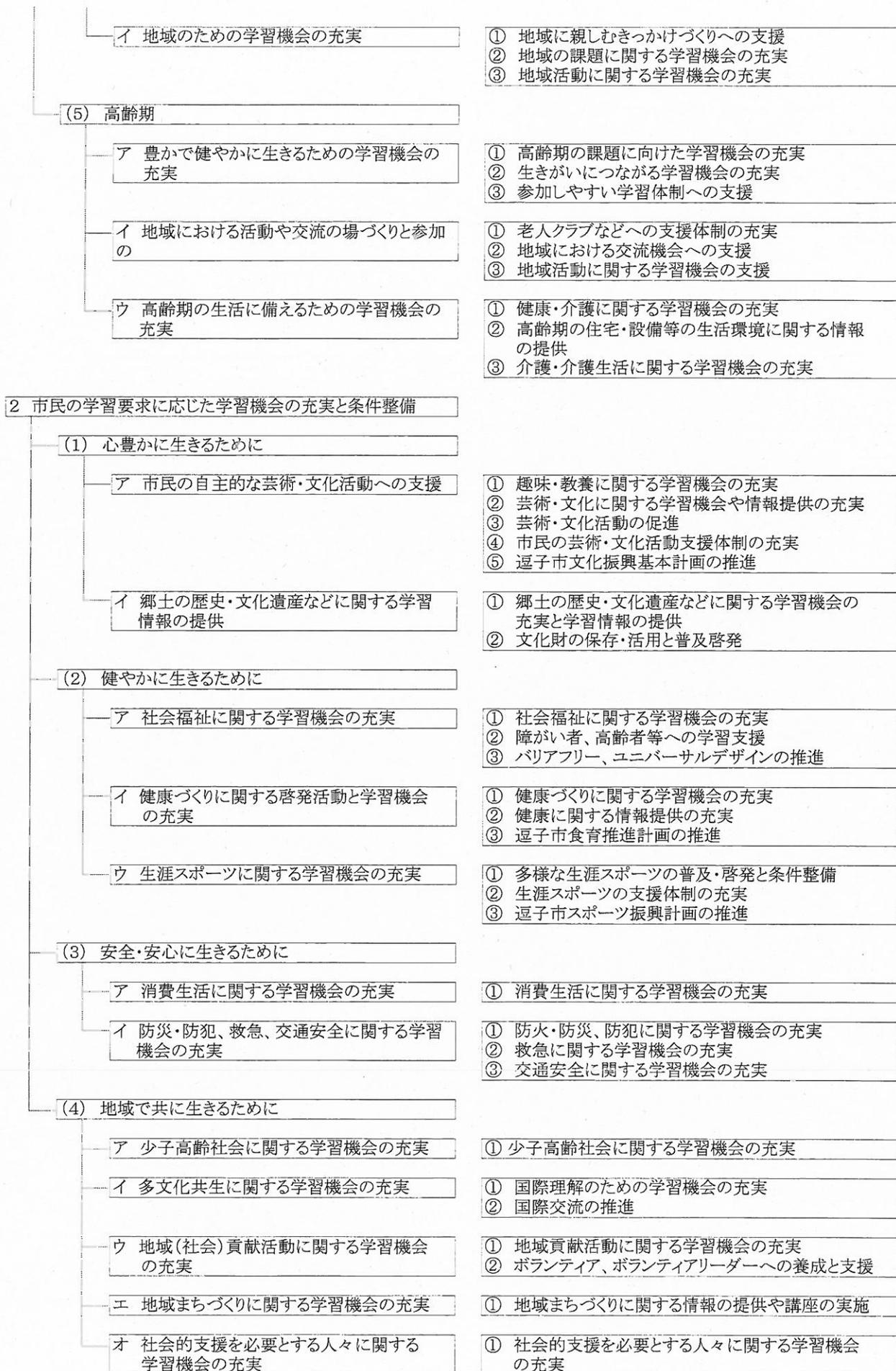
第5節 生涯学習の総合的な推進に当たって

施策の体系図



施策の体系図

II 多様な学習機会の充実



施策の体系図



第 3 章 基 本 計 画

第 1 節 学習活動へのきっかけづくり

市民が何かを初めて学ぼうとしたり、より深く学ぼうとするときなど、主体的に学習を進める上では、いつ、どこで、どのように学んだらよいかなどの適切な学習情報の提供や学習相談などの支援が非常に重要な役割を持っています。

また、学習意欲があるものの、様々な理由により具体的な学習活動に入れない人々も見られます。このような市民を学習活動に結びつけるようなきっかけづくりが必要です。

1 自発的学習意欲の醸成と生涯学習に対する共通認識の形成

本市は、潜在的な学習要求を持つ人々に対して、学習活動へのきっかけづくりを進め、生涯学習が、自発的な意思に基づき自由に、自らの課題を求め、自分にあった手段や方法を選びながら学び続けられる事を基本として取り組みます。

また、生涯学習には、学習を通じて自らを高め、人間として、より心豊かに生きていくとともに、お互いを認め合っていき、共に育っていくという過程を経て、なごやかで心豊かな地域社会の形成の輪が、より大きなまちづくりへとつながっていくことが期待されています。

《計 画》

① 啓発活動の推進

様々な機会や場を通じて、学習活動へのきっかけづくりを進めます。

② 生涯学習に対する理解

生涯学習の認識を深めるための普及・啓発活動に努めます。

2 学習情報の提供、相談体制の整備・充実

市民が主体的に学習活動を行う上で、その人の学習要求に応じた学習機会や学習資料あるいは学習施設などについての学習情報の提供の強化が必要です。

また、学習に関する相談は、市民の学習意欲の喚起や潜在的な学習要求の掘り起こしとともに、学習の質を高め、学習を継続していくうえで重要な役割を担っており、学習相談に応じる体制の充実に努めます。

《計 画》

(1) 学習情報の収集・蓄積・提供体制の整備と充実

① 市民の学習要求に対応した情報提供

市民が学びやすいように、様々な学習関連情報を一括して収集・蓄積し、体系

的に整理して、市民の学習要求に応じて情報の提供ができる体制の整備を目指します。

② 様々な方法による情報収集と情報提供の工夫

市民が必要としている学習情報を、いつでも、どこでも手にすることができるよう、「広報ずし」や「ずし生涯学習ガイドブック」をはじめとする各種情報提供誌（紙）の発行や、FM放送、ケーブルテレビ、インターネットなど様々なメディアを活用した情報提供を図ります。同時に、生涯学習関連施設間のネットワーク化を推進し、市民が利用しやすい情報提供システムの構築を目指します。

③ 広域ネットワークによる情報収集と情報提供

市域内のみならず、市域外の関係機関・団体などと連携し、広域的な情報の収集・蓄積・提供に努めます。

④ 窓口の明確化による情報提供サービス

情報の提供に当たっては、情報を保有している部署の窓口の明確化を図ります。

(2) 学習相談の充実

① 学習者の視点に立った学習相談

市民が身近なところで気軽に学習相談ができ、適切な助言を受けられるように情報提供サービスと一体となった相談窓口の整備・充実に努めます。また、この学習相談窓口に関する情報も情報提供システムに組み込むことを図ります。

② 楽習サポーターの発掘

多様化し、高度化する市民の学習要求に対応する学習相談体制を整備するためには、生涯学習について適切な助言を提供できる人材の確保が不可欠です。

生涯学習関連のグループ・サークルや関係機関・団体の協力・支援を得たり、生涯学習関連事業の参加者の中から適格な人材を発見するなど、学習相談を支援する楽習サポーターの発掘に努めます。

第2節 多様な学習機会の充実

1 ライフステージに応じた学習機会の充実と条件整備

生涯学習は乳幼児期から高齢期にわたる人の生涯のすべての過程をその対象としています。しかし、生涯のそれぞれの時期（ライフステージ）で直面する学習課題は一様ではありません。そのため、各ライフステージでどのような学習課題があるかを明確にする必要があります。

本プランでは、ライフステージを次の5期に区分しました。この項に掲げた学習課題

には、主として特定の一時期に限られるものと複数の時期にわたるものがありますが、ライフステージに係る学習課題として整理しました。

- ◇ 乳幼児期 誕生から小学校入学前まで。
- ◇ 青少年期 小学校入学（学齢期）から25歳前後まで。後期は成人期と重なります。
- ◇ 成人期 20歳前後から60歳前後まで。後期は熟齢期と重なります。
- ◇ 熟齢期 55歳前後から70歳前後まで。
- ◇ 高齢期 概ね70歳以上。

（1） 乳幼児期

乳幼児期は、人格形成の基礎を固めるうえで重要な時期です。より良い環境のもとでの子どもどうしのふれあい教育をはじめ、家庭での教育や親子のかかわりに応じた適切な対応が必要になります。

しかし、近年では、核家族化、少子高齢化、地域のつながりの希薄化など社会環境が大きく変化する中で、家庭で子育ての知識や知恵を継承することが十分できなくなったり、子どもどうしのふれあいの場が減ったりするなど、子育てをし難い状況があります。そのため子育てに不安を感じる親もおり、子どもとともに親への支援が求められています。

このような状況を踏まえ、学校・家庭・地域の連携や教育・保健・福祉の各分野が連携して、総合的な実施を図ることが重要です。

なお、乳幼児期における取り組みには「児童の権利に関する条約」(*)の理念を重視していきます。

* 児童の権利に関する条約

乳幼児期・青少年期における取り組みは『児童の権利に関する条約（1994年（平成6年）4月批准）』を踏まえて実施されなければなりません。

児童を、権利を享受し、行使する主体として尊重することが求められます。

なお、この条約は、「子どもの権利条約」とも呼ばれています。

（児童の権利に関する条約の趣旨）

「児童の最善の利益の確保」（第3条）、「児童の意見の尊重」（第12条）、教育を受けて「人格、才能並びに精神的及び身体的能力を最大限可能なまで発達させること」（第29条）、「休息・余暇、遊び、文化的・芸術的生活への参加の権利」（第31条）などの児童の権利を保障することが必要であるとしています。

（*児童・・・この条約では、18歳未満の者）

ア 子育て(*)への支援

《計画》

① 人との関わりへの支援

子どもが同年代、そしてまた異世代との交流を通して豊かな人間形成を図る機

会の充実に努めます。

* 子育て

「子育て」は子どもを育てる側、つまり大人の視点での育ちをとらえますが、「子育て」は、子どもの視点での育ちをいいます。

② 自然や文化との関わりへの支援

子どもが直接自然や文化と触れ合うことで、心身ともに健やかに育つための機会の充実に努めます。

③ 特別な支援を必要とする子どもへの対応

特別な支援を必要とする子どもが持てる力を十分に伸ばして育つための環境の充実に努めます。

イ 家庭教育への支援

《計 画》

① 家庭教育への支援

子どもの発達段階に応じた子育てや子どもとのコミュニケーションの図り方など、家庭教育に関する学習機会の充実に努めます。

② 子育てに関する情報の提供

子育てのための遊び場や保育施設の情報、イベント情報、安全で安心な育児用品等の情報、乳幼児の健康診査、各種の予防接種、子育ての相談等の情報提供の充実に努めます。

ウ 子育て活動への支援

《計 画》

① 幼稚園や保育園などとの連携

幼稚園や保育園などとの連携により、子育てに関する学習機会の充実や情報提供・相談体制の整備、交流の場づくりなどに努めます。

また、ふれあい教育の支援、子どもや親どうしのふれあいの促進に努めます。

② 育児サークル活動など自主的活動への支援

市民がお互いに子育てを学びあい、ともに子育てをしていくことができるような地域環境づくりを進め、子どもを育てるための育児サークル活動や育児サークルリーダーの養成など市民による自主的活動を支援します。

③ 親子で参加できる講座やイベントの充実

親と子の参加できる講座やイベントを通して、親子のふれあいや子育てに関する情報交換、世代間交流など様々な講座やイベントの充実を図ります。

(2) 青少年期

青少年期は、将来に向けてあらゆる可能性を秘め、心身ともに大きく成長する一方で、その発達のバランスが不安定になりがちな時期でもあります。また、家庭から学校や地域へと生活領域が拡大していく中で、価値観やものの考え方、思いやりの心や社会適応力などを身につけ、一人の人間として自立していく時期でもあります。

こうしたことから、青少年が豊かな人間性を身につけ、心身ともにバランスよく成長していくうえで、家庭・学校・地域が連携して青少年の育成に努めていくことが重要です。

そして、青少年期で大きな比重を占める学校では、いじめ、不登校、ひきこもり、校内暴力、学級崩壊など深刻な解決すべき課題を抱えています。

また、知識基盤社会の到来、国際化、情報化、科学技術の発展さらに少子高齢化など社会の変化に的確に対応できる力を育成するための教育の推進が求められています。

これからの学校教育は、基礎的・基本的な知識・技能の取得と思考力・判断力・表現力等の育成を重視し、自ら課題を見つけ、自ら学び考え、主体的に判断し「生きる力」を培うとともに、発達の段階を考慮しながら知・徳・体の調和の取れた青少年の育成を図っていく必要があります。

学校教育は、生涯学習の一時期であり、特に思春期に当たる学校教育の時代は、心も体も急激に変化し、自らの内面を構築する大切な時期であります。したがって、生涯学習社会の中で学校教育で培われた「生きる力」の育成は、個人としても社会としても大きな資源となるものです。

さらに、開かれた学校づくりを推進し、学校と家庭及び地域がそれぞれの機能を発揮し、融合し、社会全体で子どもたちを育てるための教育の推進に努めていくことが必要です。

なお、青少年期における取り組みには「児童の権利に関する条約」(*P22)の理念を重視していきます。

ア 家庭や地域の教育力の充実

《計 画》

① 家庭教育への支援

青少年が豊かな人間性を身につけていく上での家庭教育の重要性に鑑み、様々

な学習機会の提供や相談体制の整備・充実など、家庭教育の支援に努めます。

② 家庭・地域との連携

地域での行事やクラブ・サークル活動、ボランティア活動など、青少年の地域活動や社会参加・地域貢献を促進するとともに、地域での仲間づくりや交流の場を整備し、地域での交流を推進します。

また、地域の持つ教育機能を生かして、豊かな心や社会性の育成に努めます。

イ 青少年の健全育成への支援

《計 画》

① 自主性や社会性、職業観を育む学習機会の充実

自発性や創造性、社会性を身につけ、バランスのとれた人間づくりを図ります。そのために、異年齢や同年齢の子どもどうしの遊び場づくり、スポーツの場づくり、自然体験・生活体験、ボランティア活動、文化・芸術、職業などに関する学習機会や場の充実に努めます。

② 健全育成の推進とその支援

青少年の健全育成を図るための事業を推進するとともに、青少年指導者の育成や青少年育成団体などの支援に努めます。

③ 青少年の居場所づくり

青少年会館や、今後整備を予定している第一運動公園の体験学習施設など公共施設においての、青少年の居場所の確保や人とのふれあい、スポーツや文化活動等を通じて居場所づくりに努めます。

④ 相談事業の充実

いじめ問題や不登校などをはじめとする教育相談の体制の充実と不登校児童・生徒に対する適切な支援を行います。

ウ 学校教育の充実

《計 画》

① 基礎・基本の定着、自己教育力の育成、一人ひとりの個性・能力を伸ばす教育の充実

自ら学ぶ意欲を育てる教育の充実と社会の変化に主体的に対応できる生きる力の育成に努めます。また、子どもたち一人ひとりの良さや可能性を見いだし、それを伸ばしていく教育の充実に努めます。

② 開かれた学校づくり・地域と連携した学習機会の充実

様々な経験や特技を持つ市民、知恵や経験が豊富な熟年者などの地域の人材を、学校支援ボランティア（地域の先生）として導入し、学校教育活動への支援を求めることで、地域の教育力を生かし、地域と連携した開かれた学校づくりに努めます。

そのために、学校支援地域本部事業^(*1)を推進すると共に、地域と学校を結ぶ地域コーディネーターの発掘・育成に努めます。

また、児童・生徒の職場体験やキャリア教育^(*2)、ボランティア活動、地域のイベントへの参加などを推進します。

***1 学校支援地域本部事業**

学校・家庭・地域が一体となって地域ぐるみで子どもを育てる体制を整えることを目的として進められる事業。それぞれの学校の状況に応じて地域ぐるみで学校の教育活動の支援が行われることで、学校の教育活動の充実を図るとともに地域の教育力向上も期待される。

***2 キャリア教育**

児童・生徒一人ひとりに望ましい職業観、勤労観及び職業に関する知識・技能を身に付けさせるとともに自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育。

(3) 成人期

成人期は、家庭や職場、地域それぞれの場で中心的な役割を果たす時期であると同時に、自己の実現に生きがいを感じる時期でもあります。

このため、成人期に人々はそれぞれの生活領域において様々な課題を持っています。

家庭では、家庭教育をはじめとして家庭生活全般に関して学習し、家庭の中心的な担い手としての責任と自覚を持つことが必要になります。

職場では、近年の技術革新の著しい進展や、産業構造の変化などに対応するため、新たな知識・技術の習得が必要になります。

地域では、地域社会の中心的な役割を担い、積極的に地域活動に参加することが求められます。

また、個人としても日常生活の中で様々な社会の変化に主体的に対応していくことが必要になっています。

このように、成人期の人々は社会の中心的な担い手として、職業生活や社会生活を通じて生じる様々な課題を持っており、時間や場所など成人のライフスタイルに配慮して、学習活動を支援していくことが求められます。

ア 多様な学習機会の充実と支援

《計 画》

① 成人期の課題に向けた学習機会の充実

成人期の人々が家庭や地域など、それぞれの生活領域で持つ多様な課題に関する学習機会や、趣味・生きがいなどに関する学習機会の充実に努めます。

② 成人のライフスタイルに配慮した学習機会の充実

職業人や子育て中の人などが参加しやすいように地域の中で、開催日時や場所などに工夫した学習機会の充実に努めます。

特に、子育て中の成人は、学習の機会が失われやすいので、ファミリーサポートセンターの活用や保育施設への送迎など子どもを預かる等の相互支援への推進に努めます。

また、市が実施する講座や講演会等での託児サービスの実施に努めます。

イ 地域のための学習機会の充実

《計 画》

① 地域に親しむきっかけづくりへの支援

仕事や子育て等により地域の施設や活動等の情報が少ない人々が地域に親しむきっかけづくりができるような支援に努めます。

② 地域の課題に関する学習機会の支援

少子高齢化や核家族化等により近所づきあいが希薄化されつつある現状を踏まえ、人間関係の持ち方を含めた地域の課題に関する学習機会を支援します。

ウ 就労に関する学習情報の提供

《計 画》

① キャリアアップに関する学習情報の提供

自己能力の向上と自己実現を図り、社会人・職業人として自立していくことができるようキャリアアップに関する学習情報の提供に努めます。

② リカレント教育(*)に関する学習情報の提供

近年の技術革新の著しい進展や産業構造の変化、就労形態や意識の多様化など社会の変化に対応するため、リカレント教育への要求が高まっています。

こうしたことから、大学などの高等教育機関や民間教育機関などとの連携を図り、成人の高度・専門的な学習ニーズに対応したリカレント教育に関する学習情報の提供に努めます。

* リカレント教育

一度社会に出てから、職業上の知識や技術・能力、あるいは一般的な教養などを身につけるために、再び大学などの高等教育機関や民間教育機関などで学習することです。

(4) 熟齢期

熟齢期は、仕事の区切りや子育ての終了などにより得られた自由時間を、豊かな経験や知識とともに地域活動などに生かせる時期でもあります。

また、この時期は、職業生活や家庭環境の変化など、自由時間の増加に伴い、自分自身の生きがいを求め、多彩な活動を展開し、充実した生活を送る時期でもあります。

したがって、これまでの豊富な知識や経験を活かしての地域活動や自己充実、健康などに関する学習機会の充実が求められています。

さらに、地域での学習活動や若い世代へ支援・交流を通して、新たな人間関係を形成していくとともに、熟齢期の豊かな知識や経験を家庭や地域に活かし、地域の先輩としての能力が発揮できるような環境づくりが求められます。

ア 多様な学習機会の充実と支援

《計 画》

① 熟齢期の課題に向けた学習機会の充実

家庭や地域など、新たな生活領域で持つ多様な課題や新たな社会環境への適応、家族等への介護支援、高齢期への理解や生活設計など様々な課題へ向けての学習機会の充実に努めます。

② 熟齢期のライフスタイルに配慮した学習機会の充実

子守りや家族等への介護支援中の人などが参加しやすいよう地域の中で、開催日時や場所などに工夫した学習機会の充実に努めます。

③ 就労に関する主体的な活動の支援

専門的な職業能力の向上や生きがいと就労を結びつけた事業に関する主体的な活動の支援に努めます。

イ 地域のための学習機会の充実

《計 画》

① 地域に親しむきっかけづくりへの支援

いままで地域の施設や活動等の情報が少なかった人々が地域に親しむきっか

けづくりができるような支援に努めます。

② 地域の課題に関する学習機会の充実

少子高齢化や核家族化等により近所づきあいが希薄化しつつある現状を踏まえ、人間関係の持ち方を含めた地域の課題に関する学習機会を充実します。

③ 地域活動に関する学習機会の充実

ライフスタイルの変化により、熟齢期の人々の社会活動は活発化しつつあります。

ボランティア活動、各自治会活動、スポーツや文化活動を通じた地域活動に関する学習機会を充実します。

また、この時期は高齢期への入口でもあり、地域の高齢者活動への理解を深め、積極的な参加が果たせるよう必要な学習機会の充実に努めます。

(5) 高齢期

高齢期は、自由時間の増加に伴い、これまでの豊富な知識や経験を生かして自分自身の生きがいを求め、多彩な活動を展開し、充実した生活を送る時期であると同時に、身体的な衰えや健康、家庭環境の変化などに対する不安や孤独感などを抱える時期でもあります。したがって、これらの変化に対応した学習機会の充実が求められます。

また、自らのライフスタイルに合った人間関係を形成していくとともに、高齢者の豊かな知識や経験を家庭や地域に還元し、社会の先達としての能力が発揮できるような環境づくりが求められます。

ア 豊かで健やかに生きるための学習機会の充実

《計 画》

① 高齢期の課題に向けた学習機会の充実

家庭生活の変化への対応、人間関係や健康への配慮など、学習機会の充実に努めます。

② 生きがいにつながる学習機会の充実

高齢者の生きがいや趣味・教養、スポーツ・レクリエーションや健康増進など、豊かで健やかに人生を送るための学習機会の充実に努めます。

③ 参加しやすい学習体制への支援

高齢者が参加しやすい身近な施設での開催や参加しやすい学習体制の充実に向けて支援します。

イ 地域における活動や交流の場づくりと参加の促進

《計 画》

① 老人クラブなどへの支援体制の充実

高齢者の生きがいと健康づくり推進と社会参加支援の一環として、また、高齢者の豊かな経験と知識技能を地域へ還元することで地域の福祉向上と活力ある長寿社会の充実を図るため、逗子市老人クラブ連合会(*)などとの協働と連携に努めます。

* 逗子市老人クラブ連合会

逗子市老人クラブ連合会(49クラブ)は、1964年(昭和39年)9月に設立され、健康・友愛・奉仕を基本理念とし、仲間づくり、生きがいと健康づくりを行うとともに、その知識や経験を生かして、地域の諸団体と共同し、地域を豊かにする社会活動に取り組み、明るい長寿社会づくりと保健福祉の向上に努めることを目的としています。

② 地域における交流機会への支援

定年や子育ての終了などにより得られた自由時間を、豊かな経験や知識とともに地域活動などに生かせるよう、地域での活動や交流機会を支援します。

③ 地域活動に関する学習機会の支援

長寿社会の到来により、より元気な高齢者が多くなったことで、高齢者の社会参加や地域活動は活発化しております。

より多くの高齢者が参加できるようさまざまな地域活動に関する学習機会を支援します。

ウ 高齢期の生活に備えるための学習機会の充実

《計 画》

① 健康・介護予防に関する学習機会の充実

生活習慣病予防、介護予防等の健康について正しい知識の学習機会の充実に努めます。

② 高齢期の住宅・設備等の生活環境に関する情報の提供

室内や玄関に段差があることや手すりの問題等や福祉サービスを含めた生活環境に関する学習機会の充実に努めます。

③ 介護・介護生活に関する学習機会の充実

疾病や老化等による心身の機能低下に伴う、機能回復等に関する学習機会の充

実に努めます。

また、介護を適切に行うための知識や技術の習得等の学習機会の充実に努めます。

2 市民の学習要求に応じた学習機会の充実と条件整備

近年の社会の著しい変化の中で、市民は心の豊かさや生きがい、安全な生活をはじめとして多様な分野の学習を求めています。その活動は趣味としての楽しみ方から、高度な技術や専門知識を求めるものまで幅広く、子どもから高齢者まで世代を超えて皆で楽しめる市民の身近なものとなっています。

このため、障がい者、高齢者、児童など社会的に支援を必要とする人々や国籍、年齢、性別などの違いに関わらず、すべての人に学習しやすい条件整備を行い、市民の多様な要求に応じた学習機会の充実や必要な情報提供を図っていくことが必要です。

ここでは、こうした学習機会を次のとおり整理しました。

(1) 心豊かに生きるために

ア 市民の自主的な芸術・文化活動への支援

生活水準の向上や自由時間の増大などにより、市民の意識が「物の豊かさ」から「心の豊かさ」へ変わるとともに、個性や創造性が重視されるようになり、芸術活動や文化活動への関心が高まっています。

こうしたことから、地域に根ざした市民文化の振興を目指し、市民の芸術・文化活動を計画的に支援していくことが求められています。

《計 画》

① 趣味・教養に関する学習機会の充実

趣味・教養に関する学習機会の一層の充実に努めます。

② 芸術・文化に関する学習機会や情報提供の充実

芸術・文化に関する各種講座や音楽・美術・舞踊などの芸術・文化鑑賞の機会の充実に努めます。

③ 芸術・文化活動の促進

芸術・文化への関心を高め、地域の文化の裾野を広げるため、市民による芸術・文化活動の促進や発表の場の提供に努めます。

そのため逗子市文化協会(*)などとの協働と連携に努めます。

* 逗子市文化協会

逗子市文化協会は1961年(昭和36年)12月に設立され、市内の各種文化団体(27団体)を以って組織され、文化団体相互の綿密な連絡調整を図るとともに各種文化運動を振興し

て市民文化の向上に資し、以って文化都市の発展を寄与することを目的とし組織された団体で、文化祭や各種講演を行っています。

- ④ 市民の芸術・文化活動支援体制の充実
市民の日常的な芸術・文化活動が持続的に行えるよう条件整備に努めます。
- ⑤ 逗子市文化振興基本計画(*)の推進
逗子市文化振興基本計画を推進します。

* 逗子市文化振興基本計画

文化振興の基本理念を明確にし、市民・団体・企業等と行政の協働による文化振興推進することなどを目的とし、平成22年度に策定。計画期間は2011年度(平成23年度)から2018年度(平成30年度)までの8年間。目標として「文化と自然がつむぐ活力あるまちの実現」を掲げ、「地域文化の担い手の育成」、「文化資源の活用による地域づくり」などの6本の施策の柱により、計画を推進していきます。

イ 郷土の歴史・文化遺産などに関する学習機会の充実と学習情報の提供

市民の学習活動が盛んになるなかで、生まれ育ったまち、暮らすまちに対する関心が高まっており、郷土の歴史や文化遺産についての学習要求が増大しています。

郷土の歴史を学び、貴重な文化遺産を未来へ受け継いでいくことは現在を生きる私たちの大切な役割です。そこで、郷土の歴史・文化遺産などに関する市民の学習活動の支援、貴重な文化遺産である文化財の保存・活用を図ります。

国史跡名越切通は、2001年度(平成13年度)から発掘調査や保存工事に着手し、大きな成果を上げています。

また、国史跡長柄桜山古墳群は、第1号墳の発掘調査が2009年度(平成21年度)に終了しました。

これらの史跡を今後も積極的に保存整備し、早期に公開活用することが求められています。

《計 画》

- ① 郷土の歴史・文化遺産などに関する学習機会の充実と学習情報の提供
郷土の歴史・文化遺産などに関する学習機会の充実に努めます。
併せて、郷土の歴史・文化遺産などに関する学習情報の提供を工夫し、これに努めます。
- ② 文化財の保存・活用と普及啓発
文化財の調査・保護をすすめるとともに、学習資源としての活用を図り、文化財に対する市民意識の啓発に努めます。
また、国史跡長柄桜山古墳群は、学識者や市民からなる委員会で具体的な整備内容の検討を進めていきます。

(2) 健やかに生きるために

ア 社会福祉に関する学習機会の充実

社会福祉に関する啓発活動を推進するとともに、社会福祉協議会、専門家や当事者、福祉関係団体・機関等との共同や連携により、市民の社会福祉への理解を高め参画を促すため、学習機会の充実に努めます。

また、すべての人が学習できる環境整備として、バリアフリー（P10を参照）、ユニバーサルデザイン（P10を参照）の推進に努めます。

《計 画》

① 社会福祉に関する学習機会の充実

社会福祉に関する啓発活動を推進するとともに、誰もが安心して暮らすことができるように、福祉教育の一層の充実に努めます。

② 障がい者、高齢者等への学習支援

障がい者、高齢者等が地域の中で人間らしく自立して暮らすための学習活動への支援に努めます。

③ バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進

施設の新設や改修にあたり、バリアフリー、ユニバーサルデザインの考え方に基づき整備を行います。

また、講座や事業の開催、情報の提供においても分かりやすく、誰でも参加のしやすい体制づくりに努めます。

イ 健康づくりに関する啓発活動と学習機会の充実

高齢化の進展やライフスタイルの変化など、社会の成熟化や複雑化に伴う精神的な負担の増加などに伴い、心身の健康に関する市民の関心が高まっています。

健康は、私たちにとって大切なものです。自分の健康は自分で作り、守るという意識を持つ必要があります。また、健康管理や食生活の改善、病気予防など、心身の健康についての正しい知識の普及と学習機会の充実に努めます。

《計 画》

① 健康づくりに関する学習機会の充実

健康管理、食生活の改善、運動、病気の予防などに関する啓発活動や学習機会の充実を図り、心と体の健康に関する正しい知識の普及に努めます。

② 健康に関する情報提供の充実

医療・保健・福祉などの関係機関と連携・協力し、心と体の健康に関する情報提供の充実に努めます。

- ③ 逗子市食育推進計画(*)の推進
逗子市食育推進計画を推進します。

*** 逗子市食育推進計画**

平成17年に制定された「食育基本法」に基づき、本市では、平成22年度に策定。『しあわせ つむぐ 心豊かな食生活』をスローガンに、目標を「①食事を楽しくおいしく食べる②食事づくりに参加する③地域活動に参加する」として、達成に向けて推進します。

ウ 生涯スポーツに関する学習機会の充実

自由時間の増大やライフスタイルの変化に伴い、日常生活の中で、スポーツに親しむ人が増えています。また、スポーツに取り組むことは健康の保持・増進という面からも大切です。

より豊かで健康に暮らすため、スポーツ活動を生涯にわたり日常生活の中の一つとして位置づけ、計画的に生涯スポーツの推進に取り組んでいく必要があります。

《計 画》

① 多様な生涯スポーツの普及・啓発と条件整備

誰でも気軽にスポーツに参加し楽しめるように、今までに行われているスポーツやニュースポーツの紹介、普及を図ります。

また、あまりスポーツを行っていない人やまったく経験のない人達がスポーツの楽しさを知り健康に役立つような新しいスポーツの研究開発が望まれます。特に子どもや高齢者、障がい者が日常的に取り組める種目が必要です。これらを実行するためにも各体育施設（学校施設を含む。）の有効利用や自然環境を利用できるよう条件整備に努めます。

② 生涯スポーツの支援体制の充実

市民のスポーツに対する要求の多様化に応えるため、スポーツ指導者の充実、ボランティア（P13を参照）の育成、スポーツ活動運営組織の育成・支援に努めます。そのため財団法人逗子市体育協会(*1)などとの協働と連携に努めます。

また、総合型地域スポーツクラブ(*2)などの内容の充実に努め、地域に根ざしたスポーツの推進に努めます。

*** 1 財団法人逗子市体育協会**

1950年（昭和25年）11月に逗子町体育協会として設立し、1991年（平成3年）10月に財団法人逗子市体育協会として法人化されました。この法人は、スポーツに関する教室、講演会、競技大会等の開催を行うことなどにより、逗子市におけるスポーツ活動の振興を図り、もって

心身ともに健康で活力ある市民生活の形成に寄与することを目的としています。構成団体としては、逗子市競技連盟（23 団体）、逗子地域体育団体協議会（8 団体）・総合型地域スポーツクラブ（1 団体、愛称：うみかぜクラブ）、逗子市レクリエーション協会（4 団体）、逗子市スポーツ少年団本部（加盟 9 団体）で組織されています。

*** 2 総合型地域スポーツクラブ**

うみかぜクラブは、地域住民主体の運営により、地域の持っている魅力を活かし、体力や年齢、技術レベル、目的になどに応じて、誰もが、いつでも、どこでも、いつまでも、スポーツに親しみ健康づくりと交流を図る総合型地域スポーツクラブです。

③ 逗子市スポーツ振興計画(*)の推進

逗子市スポーツ振興計画を推進します。

*** 逗子市スポーツ振興計画**

一人でも多くの市民が、スポーツを親しみ、健康で豊かな生活を送ることができるよう、できるかぎり早期に成人の週 1 回以上のスポーツ実施率を 65%程度、成人の週 3 回以上のスポーツ実施率を 30%程度となることを目指すことを主眼とし、いつでも、どこでも、だれもが気軽にスポーツ、健康づくりができる環境の整備に向けた取り組みを示すもの。計画期間は、2012 年度(平成 24 年度)から 2022 年度(平成 34 年度)の 11 年間。

(3) 安全・安心に生きるために

ア 消費生活に関する学習機会の充実

人々を取り巻く社会が複雑化していく中で、消費生活でも精神的・経済的な損害を受けています。通信・訪問販売、最近では携帯電話による不当請求被害を受けるなどの消費者問題が複雑化・多様化してきています。また、特に食品の安全について市民の関心が高まっています。

消費生活に関する正しい知識を学んでおくことは、豊かで安全で安心な市民生活を送るうえで不可欠になっています。

《計 画》

① 消費生活に関する学習機会の充実

消費生活に関する被害やトラブルの防止のための啓発活動や学習機会を充実し、消費生活、消費者問題、食品の安全などに関する知識の普及に努めます。

イ 防災・防犯、救急、交通安全に関する学習機会の充実

安全・安心で豊かな日常生活を送るためには、防災・防犯や交通安全などの問題について市民一人ひとりが考え、自ら適切な対策を講じていくことが求められます。

地震、津波、がけ崩れ、台風、火災等をはじめとする災害に備えて、普段から防災意識の高揚を図ることが不可欠です。

また、事故などが発生した時には、適切な救急救命処置の有無がその後の治療や

回復の成否に大きな影響を及ぼします。したがって、緊急時に誰もが的確に対応できるように、消防署で開催している救急教室や普通救命講習を受講するなど、救急に関する知識の普及が必要です。

さらに、交通事故防止のため、交通マナーの向上と交通安全意識の涵養を図っていくことが重要です。

《計 画》

- ① 防火・防災、防犯に関する学習機会の充実
防火・防災、防犯に関する啓発活動や学習機会の充実に努め、防火・防災、防犯意識の高揚を図るように努めます。
- ② 救急に関する学習機会の充実
救急への正しい理解や応急処置の方法、救急教室や普通救命講習を受講するなど、救急知識の普及・啓発と学習機会の充実に努めます。
- ③ 交通安全に関する学習機会の充実
交通安全意識の涵養や、交通安全に関する学習機会の充実に努めます。

(4) 地域でともに生きるために

ア 少子高齢社会に関する学習機会の充実

本市は、県内の市の中でも特に高い水準で高齢化が進んでおり、高齢社会への対応は市民にとって重要な課題の一つとなっています。

高齢者が健康で心豊かな地域生活を送るためには、一人ひとりが高齢期への理解を深めることが必要です。そのために、少子高齢社会に関する学習機会の充実が求められています。

特に、これからの地域においては、共に学び合い、共に育つ「共育」の場づくりが求められています。

また、熟齢期の人たちが、地域で活動ができる環境整備を図ることが必要です。

《計 画》

- ① 少子高齢社会に関する学習機会の充実
一人ひとりが高齢期への知識・理解を深めるための学習機会の充実に努めます。
さらに、熟年者の知恵や知識、市民の特技が「共育」に活かせる仕組みづくりを進めます。

イ 多文化共生に関する学習機会の充実

国際化の進展に伴い、社会・経済や文化などの面での国際的な交流が進み、地域

での国際交流も盛んになってきています。

また、日常生活でも、外国人と接する機会がますます多くなってきています。

こうした中で、市民は、お互いの文化や歴史、生活習慣や価値観などを学び合い、ともに生き、国際化に対応していくための学習機会の充実や、交流の機会の充実を図ることが必要です。

《計 画》

① 国際理解のための学習機会の充実

市民の国際理解を深めるため、外国語の習得をはじめとする歴史、文化などに関する学習機会の充実に努めます。

② 国際交流の推進

市内在住外国人との交流機会を通して、多文化共生についての理解を深めるように努めます。

ウ 地域(社会)貢献活動に関する学習機会の充実

学習を通して社会的視野を広げ、地域の様々な活動に参加することで、一人ひとりが社会・地域の担い手として自分の力を発揮することができます。その活動分野は、教育、スポーツ、福祉、まちづくり、安全・防災、環境保護、国際協力など幅広い分野にわたります。

《計 画》

① 地域貢献活動に関する学習機会の充実

ここでいう地域貢献活動は、ボランティアグループの活動、個人のボランティア活動と自治会や自主防災組織、市民の有志などが行っている地域活動が挙げられます。

地域貢献活動に関する情報や学習機会の充実を図り、市民が力を発揮する環境を整えます。また、地域貢献活動を通じた社会参加・課題解決などの事例紹介など運営面での相談や情報提供に努めます。

② ボランティア (P13 を参照)、ボランティアリーダーへの養成と支援

地域貢献活動を進めるボランティアやボランティアリーダーの養成とその支援に努めます。社会福祉法人逗子市社会福祉協議会では、ボランティアセンター(*)を設置し、これらの活動をコーディネートしています。

また、2010年(平成22年)1月からは、市民交流センター内にもボランティアセンター窓口を設置し、利便性を高めています。

*** 社会福祉法人逗子市社会福祉協議会ボランティアセンター**

社会福祉法人逗子市社会福祉協議会ボランティアセンター（加盟団体 51 団体）は、1977 年（昭和 52 年）4 月に設立され、市民のボランティア精神を振興し、あわせて社会福祉思想の啓発、広報につとめ、もって市民参加による社会福祉の向上、発展を図ることを目的としています。

エ 地域まちづくりに関する学習機会の充実

活発な生涯学習活動の展開により、心豊かな人生を過ごす人が多くなると、個人だけでなくまち全体が活性化し、また、より住みよいまちにしようという具体的な意識を持ち行動する人々が育っていくことが期待されます。地域まちづくりは人づくりであり、その基盤となる生涯学習が求められています。

《計 画》

① 地域まちづくりに関する情報の提供や講座の実施

地域での交流を促進し、多くの人々が地域づくりに関わっていけるよう、地域まちづくりに関する情報提供や講座の実施に努めます。

市民の主体的な地域づくりを推進するため、地域への関心を高める地域福祉、防犯、防災、環境保全など様々な地域課題や文化活動などの学習機会を充実するとともに、学習と活動を一体的、継続的に行えるよう支援します。

オ 社会的支援を必要とする人々に関する学習機会の充実

障がいのある人、難病をかかえる人、罪を犯し更生をしている人、犯罪被害者とその家族、生活に困窮している人、その他の社会的支援を必要としている人たちへの理解を深め地域でともに生きるための学習機会の充実に努めます。

《計 画》

① 社会的支援を必要とする人々に関する学習機会の充実

社会的支援を必要とする人々に関する理解を深め、啓発活動を推進するとともに、誰もが安心して暮らすことができるような学習機会の充実に努めます。

3 社会的課題に応じた学習機会の充実と条件整備

わたしたちの生きる社会は、社会の変化により様々な課題を抱えています。また、急激な社会の変化により、新たな課題も生じてきています。市民一人ひとりが人間性豊かな生活を送る上で、こうした課題を学ぶことが求められています。そのためには、学習機会の充実や必要な情報提供を図っていくことが必要です。

(1) 人権に関する学習機会の充実

日本国憲法では「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別され

ない。」と、基本的人権の尊重をうたっています。

また、国際的に定められた様々な人権に関する宣言や条約もあります。社会で実際にすべての人の人権が保障されるよう、一人ひとりが学習を通して自己と他者の人権に対する認識を深め、自らの人権感覚をもとに積極的に問題を解決していく力をつけることが必要です。

《計 画》

① 人権意識を養うための学習機会の充実と支援

身体的、精神的な虐待、暴力、いじめ、差別など、私達の尊厳を脅かす行為は無くしていかなければなりません。そのために、人権に関する正しい知識と理解を深めるための啓発活動や学習機会の充実に努めます。

② いのちや性に関する学習機会の充実と支援

いのちの大切さ、平等に関する学習機会、性を人権としてとらえる意識づくり、福祉意識の醸成などのための啓発活動や総合的な相談体制の充実に努めます。

(2) 平和に関する学習機会の充実

本市は、市制 50 周年の 2004 年（平成 16 年）に、美しい海と山を守り、後世に残していく、核兵器のない平和な世界の実現に向けて努力することを決意した「逗子市非核平和都市宣言」(*)を宣言しました。

この宣言を実現するためには、市民一人ひとりが平和の維持・推進に向けての認識を一層深めることが必要です。

《計画》

① 平和に関する学習機会の充実

平和に関する学習機会の充実に努めます。

* 逗子市非核平和都市宣言（平成 16 年 4 月 15 日告示）

「世界の恒久平和は、私たち人類の共通の願いである。

しかし、現在この地球上には数多くの核兵器が存在し、また、紛争・戦争も後を絶たず、人類の生存に脅威と不安をあたえている。

私たちは、日本国憲法の理念のもと、国是である非核三原則を遵守し、世界で初めての核爆弾による被爆国民として、核兵器の恐ろしさ、戦争の悲惨さ、平和の意義を世界の人々に訴え、この地球上に再び広島、長崎の惨禍を繰り返させてはならない。私たち逗子市民は、市制施行 50 周年にあたり、美しい海と山を守り後世に残していくため、あらゆる国の人々の相互理解と協調による核兵器のない平和な世界の実現に向けて努力することを決意し、ここに非核平和都市を宣言する。」

(3) 男女共同参画社会に関する学習機会の充実と支援

日本国憲法は、「基本的人権の尊重」を基本とし、すべての人が個人として尊

重され、性別による差別はもとより、いかなる差別も受けることなく生きる権利を保障しています。

本市では、2006年（平成18年）3月に「ずし男女共同参画プラン」を策定し、目標とする社会像を「①個人が尊重され、男女の人権が認められる平等な社会、②女性のエンパワーメント（*1）により男女共同参画を進める社会」として、6つの基本目標（*2）を設定し様々な取組みを進めています。

男女共同参画社会の実現に向け、男女がそれぞれの個性と能力を十分に発揮するためには、ジェンダー（*3）による思い込みの影響に気づく「ジェンダーに敏感な視点」を育て、その視点から様々な見直しを行っていくことが必要とされています。

そのためには、「ずし男女共同参画プラン」の理念に基づき、あらゆる場において、男女平等意識の啓発や男女共同参画に関する学習機会の充実を図ることが重要です。

* 1 女性のエンパワーメント

女性自らが主体的に判断し能力を発揮して、社会のあらゆる分野へ参画するとともに、さまざまなネットワークを形成していく行為。

* 2 6つの基本目標

- I 性に関する人権侵害の防止
- II 働く場における男女平等と女性の経済的自立の支援
- III 家庭・地域活動と仕事の両立
- IV 男女共同参画社会を実現するための意識改革
- V 女性のエンパワーメントによる男女共同参画
- VI 推進体制の強化

* 3 ジェンダー

人間には、生まれた時の生物学的性別があります。また一方で、歴史的習慣の中で、社会的に作られた「男性像」、「女性像」があります。このような、社会的性別をジェンダーと呼びます。

《計 画》

① 男女共同参画についての啓発活動の推進

男女共同参画に関する市民の認識と理解を深めるための啓発活動を推進するため、図書や情報資料など学習資料の整備に努めます。

② 男女共同参画についての学習の推進

男女共同参画に関する学習活動を推進するため、学習機会の充実を図るとともに、市民グループのネットワークづくりに努めます。

(4) 環境問題に関する学習機会の充実と支援

社会・経済活動の進展や、人々のライフスタイルの多様化によってもたらされてきた廃棄物の増大や大気汚染・水質汚濁などの環境問題は、種々の関係法令の施行等により改善が見られるものの、地球的な規模では、温暖化、オゾン層の破壊、熱帯雨林の減少などの環境問題が顕在化し、将来の世代にとり返しのつかない影響を及ぼすことが懸念されています。

こうしたことから、環境に配慮したライフスタイルを身につけて持続可能な社会を構築していくことがますます求められています。環境問題に対する意識の啓発活動や、正しい知識と理解を深めるための学習機会の充実を図ることが必要です。

《計 画》

① 啓発活動の充実

地域の自然環境を生かした学習機会の充実を図り、市民の自然愛護精神の高揚に努めるとともに、自然環境の保全・廃棄物対策などの環境問題に関する意識の啓発に努めます。

② 環境問題に関する学習機会の充実

環境問題に関する正しい知識と理解を深め、日常生活における実践につなげるための学習機会の充実に努めます。

③ 実践活動への支援

地球的な規模の環境問題に配慮し、市民が地球にやさしい暮らし方を実践するため、リサイクル活動、省エネルギー、二酸化炭素削減、自然環境の保全などの実践事例の紹介に努めます。

(5) 情報社会に関する学習機会の充実と支援

情報化の進展により、従来の社会や経済の姿は大きく変化し、日常生活にも変化が生じています。

市民一人ひとりがこうした変化に対応していくためには、情報機器を操作する技術を習得し、自らの必要な情報を的確に選択して活用する力を養うとともに、自らが情報を発信する主体となることが必要です。多くの情報の中から、情報の正誤や発信者の意図による偏りを見分けることができるような力や、情報の活用や発信にあたってのモラルを身につけることも必要です。そのために、学習機会の充実が求められています。

《計 画》

① 情報社会に対応した学習機会の充実と支援

情報を主体的に活用できる情報活用能力を育成するための学習機会の充実に努めるとともに、情報システムや各種の情報機器に関する知識、操作方法についての学習機会の充実に努めます。また、インターネット使用上のマナー、危険性など情報活用に必要な学習機会の充実に努めます。

② 情報の保護と開示に関する学習機会の充実

情報社会では、いったん流出した情報の回収は不可能です。また、無意識に個人情報や著作権の侵害の恐れがあります。そのため、これらの問題に関する学習機会の充実に努めます。

(6) 職業能力の向上に関する学習機会の充実

働くことには、経済的な自立とともに、職業を通じて一人ひとりが個性ある生き方を実現し、社会に参加するという意義があります。人々が様々な分野で自分の能力を発揮できるようにするために、勤労観、職業観に関する学習を推進することが必要です。

特に近年は、職業生活において求められる知識、技術・技能や就労形態の多様化が進んでいます。そのため、今まで以上に時代の変化に対応できる能力を主体的に身に付けていくことが必要になってきています。

そこで特に若者が学習を通じ、自立した生き方について考え、就労の意欲を向上させるような取り組みが必要と考えられます。

《計 画》

① キャリア教育 (P26 を参照) の推進

学校教育の段階から、それぞれの発達段階に応じた豊かな勤労観・職業観やコミュニケーション能力を育成するため、職場体験やインターンシップ(*)をはじめとした実社会とふれあえる多様な体験学習の機会の充実に努めます。

* インターンシップ

生徒や学生が、将来の職業生活に関連して企業などで就業体験を行うこと。

② 高等教育機関などとの連携による学習情報の提供

大学などの高等教育機関や企業及びNPOと連携し、専門的な職業能力の向上につながる学習機会やリカレント教育 (P28 を参照) の情報の提供に努めます。

(7) 地方自治に関する学習機会の充実

身近な生活と地方自治への関わりに関心をもち、地方自治体の予算や条例の仕組みについて理解し、より暮らしやすいまちづくりに主体的に参加していけるような学習機会を充実していくことが重要です。

《計 画》

① 地方自治に関する学習機会の充実

本市に関わる行財政に関する情報の公開や説明会の開催等、地方自治に関する学習機会の充実に努めます。

(8) 新たに提起された社会問題に関する学習機会の充実

昨今の社会的変化は急激であり、政治的、経済的、社会的な問題が次々と提起されてきています。今後とも、こうした問題への対応が求められます。

《計 画》

① 新たに提起された社会問題に関する学習機会の充実

新たに提起された社会問題に関する学習機会の充実に努めます。

第3節 学習活動の支援

1 学習施設の整備

市民がいつでも、どこでも、学習できる環境づくりにあたっては、学習する場の充実が非常に重要な役割を担っていることから、学習施設の一層の整備・充実を図っていく必要があります。

本市では、現在、生涯学習関連の施設として、公民館、図書館、文化プラザホール、市民交流センター、青少年会館、第一運動公園内の施設、逗子市立体育館、郷土資料館、各地域活動センター、福社会館、保健センター、子育て支援センター等のほか、学校施設の地域開放も実施され、市民の学習の場として活用されています。

しかしながら、市民の日常的な身近な場所での学習活動や、学習を通じた市民相互のふれあい・交流などを考えたとき、現状では質、量の面から必ずしも十分ではないといえます。

こうしたことから、常に利用状況を把握し、文化プラザホール、図書館、市民交流センター、公民館等、施設の適正配置の視点を踏まえ、身近な圏域での学習施設の環境の整備・充実を図っていくことが必要です。

さらに、学習施設間におけるネットワーク化を進め、施設の有効活用に努めていくとともに、市民が利用しやすい施設とするため、市民参加による運営方法の検討が望まれます。

(1) 生涯学習施設の整備と充実

市民の学習活動の支援にあたっては、学習施設の整備を行い、情報の収集・提供や学習相談の充実、学習プログラムなどの研究開発、生涯学習ボランティア（楽習サポーター）（P13・15を参照）などの養成のための研修、関係機関・団体などとの連絡調整などの機能の充実が求められます。

市民の学習活動を進めていく上で、学習の場の提供が支援の大きな要素の一つです。さらに、生涯学習関連施設は、市民の学習成果や文化活動の発表の場・市民相互のふれあい交流を支援する場としての役割も担っています。

これからの施設の整備に当たっては、備わった能力をすべての人が発揮できる環境を整えるという考えに基づき、また、本市における高齢化率の上昇を考えたも施設のバリアフリー（P10を参照）化、ユニバーサルデザイン（P10を参照）の推進は重要です。活動場所の充実によって市民の潜在能力は少なからず地域に還元されるでしょう。

市民の学習活動を支援していくうえで、今後はこれら既存施設でも市民の多様な学習要求、ライフスタイルに応じた施設運営を図るとともに、設備・機器や資料の充実などの質的な向上を図り、魅力ある施設としていくことが必要です。

また、市内の民間の生涯学習関連施設とも連携を図り、その積極的な活用を図っていくことも必要です。

《計 画》

① だれもが利用しやすい施設等の整備

施設の整備に当たっては、だれでも利用しやすいという観点からユニバーサルデザイン化を進めます。また、バリアフリー化を始め、既存の生涯学習関連施設の整備充実に努めます。さらに、学習効果を高めるため、学習関連機器等の充実に努めます。

② 様々な学習要求に応じた施設運営

多様化・高度化する学習要求や、様々な市民の利用にも配慮した施設運営を図ります。

(2) 生涯学習のためのネットワークの構築

市民のますます多様化・高度化・専門化する学習要求に対応していくためには、事業・学習情報・人材・器材などの豊富な学習資源が必要になり、これに一つの施設だけで応じていくのは困難です。

したがって、生涯学習関連施設間のネットワーク化を図り、それぞれが有する学習資源をお互いに利用し合うなどの有効活用を図るための制度作りが求められています。

また、市民の生涯学習活動の場を確保、提供する方策の一つには既存の施設の利用効率をあげていくことや、各地域の地域活動センターも生涯学習の場として活用することも必要です。

さらに、大学などの教育機関、民間教育事業者などとの連携を図り、それらが持つ教育施設、講座内容等の情報の収集と提供を図ります。

《計 画》

① 施設間ネットワークの構築

本市の生涯学習関連施設間のネットワーク化を図り、各施設の有する学習資源を効率的に活用し、市民の学習活動の支援に努めます。

② 様々な機関との連携

大学などの教育機関、民間教育事業者、企業、NPOなどとの連携を進めます。

これらがもっている生涯学習に関する情報・学習資源を活用し、効率的な市民の学習活動への支援を図るため連携に努めます。

③ まちなかアカデミーの創設

人材や公共的に使用できるスペースなどの地域資源を掘り起こし、これらを活用した生涯学習の機会を市民に提供する仕組みづくりを市民とともに進めます。

(3) 図書館の整備と利用体制の充実

図書館は、市民の生涯学習活動を支援する拠点の一つです。図書館には学習資料(図書館資料^(*)1))として図書の収集・整理保存・提供のみならず、映像資料・デジタル資料も同様の扱いが求められます。図書館資料の所蔵量も増加し、また、市民の学習活動が、高度化・多様化によって検索方法やレファレンス・サービス^(*)2)に要求される水準は必然的に高まり、これらへの対応も必要です。さらに、郷土資料の収集・整理保存も求められています。

市民のだれもが、図書館を利用できるようになるためには、館外活動の充実や、図書館サービスの周知・普及が必要です。また、青少年の活字離れが問題になっている現在、乳幼児から学齢期までの子どもたちへの図書館サービスの取り組みも課題です。

また、KL-NET(Kanagawa Library Network)への参加による県内公共図書館との相互協力体制に加え、三浦半島公立図書館相互協力申し合わせ^(*)3)による協力体制を確立しています。

なお、出版物は急速に電子化が進んでおり、図書館はこの状況を見極め、今後対応を考える必要があります。また、増加する図書館資料への対策として、廃棄基準を含めた収集方針の検討が必要です。

今後とも、長期的展望に立った総合的な図書館サービスの充実に努めます。

* 1 図書館資料

図書館では、書籍、雑誌、新聞、紙芝居、地図、パンフレットなどの図書資料(印刷物)などのほか、DVD、ビデオテープ、CD、などの視聴覚資料などを、図書館資料としています。そのほか、郷土資料として写真や古地図、スクラップ(切抜き)なども含めます。

*** 2 レファレンス・サービス**

図書館が利用者の問い合わせに対して、調査・回答・案内などをするサービスで、図書館サービスの主要な業務の一つとなっています。

*** 3 三浦半島公立図書館相互協力申し合わせ**

逗子市、横須賀市、三浦市、鎌倉市、葉山町では、三浦半島地区の市民・町民が4市1町の公立図書館で、互いに利用できる体制を整えています。

《計 画》

① 図書館資料の充実と利用者への支援

市民の学習要求に対する図書館資料の整備を図るとともに、レファレンス・サービスの充実を図ります。

② 図書館サービス拡充とその周知・普及

図書館への来館が難しい市民への図書の宅配、公民館図書室への配本、さらには学校や社会福祉施設等との連携の強化を図るとともに、広く市民全般に対して図書館サービスの周知・普及に努めます。

③ 次世代への図書館サービスの充実

幼児・児童向けの図書館資料の整備を図るとともに、学校図書室との連携に努めます。また、子どもの成長に応じて、乳児とその保護者を対象としたブックスタート^(*)、学齢前から小学生を対象としたおはなし会などの図書館サービスの充実を図ります。

*** ブックスタート**

乳児と保護者が絵本の絵とことばを通して、快いひとときをもつことを支援する事業です。逗子市では2003年(平成15年)4月から4か月児健診時に、ブックスタートを実施しています。

④ 図書館資料の電子化

出版物は急速に電子化が進んでおり、図書館はこの状況を見極め、市が著作権を有する著作物(文化財関係資料等)の電子化を含め、今後対応を検討していきます。

2 学習環境の整備

生涯学習の充実には、学習環境の整備が不可欠です。このために、市民参加による学習施設の運営や学校の生涯学習支援機能の充実が課題です。

(1) 市民参加による学習施設の運営

生涯学習関連施設の管理運営に当たっては、市民の利用のしやすさを第一に考える必要があります。

そのため、生涯学習関連施設では、施設の利用条件の整合性と公平性を図り、利用に当たっての手続きの簡素化・一元化に努めます。

また、生涯学習関連施設の整備や管理運営に当たっては、利用者である市民の参加による施設づくりや運営方法の検討に努めます。

《計 画》

① 市民参加による学習施設の運営と整備

本市の生涯学習関連施設の運営に市民に参加を求め、市民の利用しやすい施設運営と施設整備に努めます。

② 利用方法の条件整備

施設の利用に際しての利用条件の整合性と利用の公平化を図ります。また、インターネット、携帯電話を使用した施設予約などの普及・拡大といった、利用に際しての手続きの簡素化・一元化に努めます。

③ 使いやすい設備の充実

学習効果の向上や、各種学習活動の発表の充実を図るため、一般市民にとって使いやすい備品及び設備の充実に努めます。

(2) 学校の生涯学習支援機能の充実

市民の学習活動がますます盛んになっていく中で、学習機会や学習の場の一層の充実が求められています。

こうした中、地域の身近な施設である学校の生涯学習に対する支援機能を充実させ、その機能を発揮することが期待されています。

また、教育が学校という枠内で完結するものでないことが明らかになっている現在、地域の積極的支援を得るために、意識のみならず設備の点からも、安全に十分な配慮をしたうえで地域に開放していくことが必要になってきています。

《計 画》

① 学校の教育機能の地域開放の推進

市民の多様化した学習要求に応えるため、市立小中学校における学校の教育機能を活用した講座の実施を検討するなど、学校の人材や機器などのソフト・ハード面の教育機能の地域開放に努めます。

② 学校施設の活用の推進

市民の身近な施設である学校が、生涯学習活動の推進のための学習機会や学習の場として活用されるよう生涯学習支援機能の充実に努めます。

3 生涯学習事業の推進

市民が自発的な生涯学習活動を行う上で、的確なアドバイスがあればより効果的です。そのためには、生涯学習ボランティア（楽習サポーター：P13・15 参照）の発掘・育成を図ることが求められます。

《計 画》

① 生涯学習ボランティア（楽習サポーター）の発掘・育成

様々な機会や方法により、広く生涯学習活動の推進に理解ある人材を発掘し、生涯学習ボランティア（楽習サポーター）として育成をするとともに、生涯学習活動に必要な情報提供及び支援に努めます。

② 人材登録制度の充実（生涯学習支援市民講師情報提供事業）

各種学習活動の推進に必要と思われる人材に広く呼びかけ、登録の制度により、必要とする人への情報として提供していきます。

なお、人材登録リストは、生涯学習や市民活動推進に関連する各部局の窓口に用意し、積極的に紹介することに努め、活用されることを期待します。

第4節 学習の成果を活かせる環境づくり

市民が学習活動を通じて身につけた知識や技術・技能などの学習成果を、適切に評価し、発表し、活用することは、自らの学習意欲を高め、次なる学習段階への向上心をもたらします。学習成果の社会への還元という面からも重要な意味を持っています。

したがって、適切な評価をとおした学習成果の発表の場づくりと、学習成果の活用の条件整備が求められます。

1 学習成果の発表の場づくりへの支援

学習成果の発表は、発表者自身の学習意欲を高めるとともに、発表に接した人や、他の学習者への良いきっかけや刺激になることから、学習成果の発表の場づくりが求められます。

《計 画》

① 学習成果の発表の場づくりの支援

市民が学習活動を通じて充実感や生きがいを得られるよう、学習成果の発表の場づくりの支援をし、発表に必要な機器の整備に努めます。

② 学習成果の収集と保存及び提供

市民がそれぞれの学習活動の成果を収集と保存及び提供するためには、録音、録画、印刷物、デジタル記録などの方法があります。

このために、印刷機やデジタル編集機器、パソコンなどの整備と使用条件の向上に努めます。

また、図書館は、これらの学習成果の収集と保存及び提供（検索を含む）の方法を検討していきます。

ただし、情報（学習成果）の収集や保存には、著作権者の許諾が必要となる場合があります。

2 学習成果の活用

市民が学習の成果を他の学習者への支援や、地域貢献活動などの中で活かしていくことは、自らも学ぶという面を持つとともに、学習成果の社会への還元という意味で、生涯学習を推進していくうえで大きな役割を果たすこととなります。

こうしたことから、学習成果の活用の場や機会づくりが求められます。

《計 画》

① 学習成果の活用の場と機会づくり

市民の学習成果の活用の場や機会づくりに努めます。

第5節 生涯学習の総合的な推進に当たって

「楽習のまち ずし」の創造に向けて、市民や関係機関・団体などが主体となり、行政は、そのための条件整備を分担して生涯学習活動を総合的に推進していく必要があります。

こうしたことから、市民や関係機関・団体などと行政が協働して生涯学習活動の総合的な推進を図っていくとともに、市が実施する個別の生涯学習関連事業の企画・運営などをはじめとする様々な場面への市民の積極的な参加が望まれます。そして、生涯学習社会の創造に向けて長期的展望に立った検討組織の設置にも積極的な市民参加が不可欠です。

また、生涯学習は市民生活のあらゆる分野に関わりをもつことから、行政は、全ての部局が参加した総合行政として推進していくことが求められます。

このため、関係部局間の連絡・調整をはじめとする連携・協力が不可欠になることから、行政内部の推進組織の充実が必要です。

1 協働による生涯学習の総合的な推進

市民が主役となる「楽習のまち ずし」を創造していくためには、市民や地域、学校、企業、関係機関・団体、民間教育事業者や行政が協働して、生涯学習を総合的に推進していくことが必要です。

また、市が実施する生涯学習関連事業については、個別の事業の企画・運営面での市

民参加を進めていくことが望まれます。

《計 画》

① 市民や関係団体などとの協働による生涯学習の総合的な推進

市民や地域、学校、企業、関係機関・団体、民間教育事業者、行政などが互いの役割の違いを踏まえたうえで、事業や施策の推進に向け、協力し合う協働関係を構築し、本市の生涯学習の総合的な推進を目指します。

② 生涯学習事業の市民との協働による運営

市民との協働により生涯学習活動を運営していくため、特定非営利活動法人^{（*）}ずし楽習塾推進の会^{（*）}などの市民が組織する団体や市民との協働と連携に努めます。

なお、協働を確かなものにするため、事業の共催、事業の一部委託、あるいは必要経費の一部補助など、行政と市民団体や市民の役割分担を明確にすることに努めます。

* 特定非営利活動法人^{（*）}ずし楽習塾推進の会

1997年（平成9年）の準備作業から始まり、2000年（平成12年）に市民の自発的な生涯学習を支援推進する会として、市民により組織化され、その活動を開始しました。2006年（平成18年）2月には、特定非営利活動法人^{（*）}ずし楽習塾推進の会として法人化されました。

会の事業は、「学びあい」「教えあい」「ふれあい」を通じ、豊かな地域社会の形成を目指し、公開、公正、公平を確保した運営を基本姿勢とし、会員すべてが生涯学習ボランティア（楽習サポーター）（P13・15を参照）として市と協働して事業展開しています。

③ 協働のための環境整備

市民との協働により生涯学習活動を展開していくためには、参加する市民の意思にかかわらず、時間的、経済的な負担が発生します。

協働する市民に、一定以上の負担をかけない協働のあり方を検討し、その実現を図ります。

また、情報の共有化及び人材の発掘と養成についても検討します。

2 市民による統合的な生涯学習の推進

行政が行う生涯学習関連事業全体を視野に入れた市民と行政による統合的な生涯学習推進組織として、これまで逗子市生涯学習推進協議会が本市の生涯学習の振興に寄与してきました。

《計 画》

① 生涯学習の推進に関する懇話会の設置と役割

逗子市生涯学習推進協議会に替わり、市民からの意見を聴取するため、逗子市の生涯学習の推進を目的とした懇話会を開催します。この懇話会は、生涯学習推進計画の進行状況及び生涯学習関連事業の実施状況や結果について話し合い、並びに当

該計画の策定または改定に関して意見交換するものです。

3 庁内の生涯学習推進体制の充実

生涯学習は、市全体で推進していく必要があります。そのため、生涯学習施策を総合的に企画・調整するために、市長を本部長とする逗子市生涯学習推進本部を設置し、本プラン推進の進捗管理を行っています。

あわせて、市民協働部市民協働課を事務局とする逗子市生涯学習推進本部連絡調整会を設置し、行政内部の連絡調整を図っています。

《計 画》

① 事業の推進と評価

ずし生涯学習推進プランに掲げた各事業について、その目標達成度の管理を定期的に把握するとともに、特に、その主目的が生涯学習以外の場合においても企画・実施・評価することが重要です。

このため、行政内部だけでなく、市民や市民組織、各種団体との連携と協働を深めるなかで、事業を実施し、その評価に基づき事業の改善や見直しなどを行うよう努めます。

付属資料

- ・ 逗子市生涯学習推進本部に関する要綱
- ・ 逗子市生涯学習推進協議会の設置及び運営に関する要綱

※逗子市生涯学習推進協議会は、懇話会形式の会議体への移行を予定しています。

- ・ 逗子市生涯学習推進協議会委員名簿
- ・ 逗子市生涯学習推進協議会 開催経過

○逗子市生涯学習推進本部に関する要綱

平成21年4月1日

施行

(趣旨)

第1条 この要綱は、逗子市生涯学習推進本部(以下「推進本部」という。)の組織及び運営について必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 生涯学習推進計画の策定に関すること。
- (2) 生涯学習施策の総合企画及び調整に関すること。
- (3) その他生涯学習施策の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は市長、副本部長は副市長及び教育長をもって充てる。
- 3 本部員は、経営企画部長、総務部長、市民協働部長、市民協働部担当部長、福祉部長、福祉部担当部長、環境都市部長、消防長及び教育部長をもって充てる。

(本部長及び副本部長の職務)

第4条 本部長は、必要に応じて推進本部の会議を招集し、これを主宰する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(連絡調整会)

第5条 推進本部に第2条に規定する所掌事務の連絡調整を行うため、連絡調整会を設置する。

- 2 連絡調整会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。
- 3 会長は市民協働課長、副会長は社会教育課長をもって充てる。
- 4 委員は、秘書広報課長、企画課長、総務課長、生活安全課長、社会福祉課長、環境管理課長、消防総務課長及び教育総務課長をもって充てる。
- 5 第4条第1項の規定は会長について、同条第2項の規定は副会長について準用する。

(協力の要請)

第6条 本部長又は会長は、特に必要があると認めるときは、本部員又は委員以外の者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 推進本部の庶務は、市民協働課において処理する。

付属資料

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営について必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

○逗子市生涯学習推進協議会の設置及び運営に関する要綱

平成21年4月1日

施行

(趣旨)

第1条 この要綱は、逗子市生涯学習推進協議会(以下「協議会」という。)の設置及び運営について必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について、市長の求めに応じて調査及び検討を行い、その内容を市長に報告するものとする。

- (1) 生涯学習推進計画に対する実施結果の評価並びに当該計画の策定又は改定に関すること。
- (2) その他生涯学習推進計画の推進に関し必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、委員13名以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市民
 - (2) 学識経験を有する者
 - (3) 逗子市社会教育委員会議の推薦を受けた者
 - (4) 逗子市文化協会の推薦を受けた者
 - (5) 逗子市ボランティア連絡協議会の推薦を受けた者
 - (6) 逗子市老人クラブ連合会の推薦を受けた者
 - (7) 財団法人逗子市体育協会(平成3年10月28日に財団法人逗子市体育協会という名称で設立された法人をいう。)の推薦を受けた者
 - (8) 逗子市青少年指導員連絡協議会の推薦を受けた者
 - (9) 特定非営利法人ずし楽習塾推進の会の推薦を受けた者
 - (10) 逗子市育児サークル連絡協議会の推薦を受けた者
 - (11) 逗子市立小学校長会又は逗子市立中学校長会の推薦を受けた者
 - (12) 逗子市社会福祉協議会の推薦を受けた者
- 2 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

付属資料

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(協力の要請)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、市民協働課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前に廃止前の逗子市生涯学習推進協議会の設置及び運営に関する要綱(平成18年5月15日施行)の規定により会長、副会長及び委員である者は、この要綱の規定による会長、副会長及び委員であるとみなし、その任期は、第4条第2項の規定にかかわらず、廃止前の逗子市生涯学習推進協議会の設置及び運営に関する要綱の規定による任期の残任期間とする。

※ 逗子市生涯学習推進協議会は、平成23年中に、懇話会形式の会議体への移行を予定しています。

逗子市生涯学習推進協議会委員名簿

(敬称略・順不同)

	氏名	選出母体等	備考
委員	金山 彰風	公募による市民	副会長
委員	大石 忠	公募による市民	
委員	高橋 美恵子	学識経験者 関東学院大学教授	会長
委員	五十嵐志津江	逗子市社会教育委員会議	
委員	田中 肇	逗子市文化協会	
委員	石澤 綾子	逗子市ボランティア連絡協議会	
委員	小林 仁	逗子市老人クラブ連合会	
委員	松永 繁之	財団法人逗子市体育協会	
委員	岸名 佑未子	逗子市青少年指導員連絡協議会	
委員	関 正義	特定非営利法人ずし楽習塾推進の会	22年度第2回から
委員	宮下 重美	逗子市育児サークル連絡協議会	
委員	両角 篤	逗子市立小・中学校長会	
委員	服部 誠	逗子市社会福祉協議会	
委員	高 嶋 蔵 一	特定非営利法人ずし楽習塾推進の会	22年度第1回まで

(平成22年8月現在)

※ 逗子市生涯学習推進協議会は、平成23年中に、懇話会形式の会議体への移行を予定しています。

逗子市生涯学習推進協議会委員 開催経過

	開催日	議 題
第1回	平成 22 年 5 月 18 日	生涯学習推進プランの後期基本計画改定について
第2回	平成 22 年 8 月 24 日	ずし生涯学習推進プラン 後期基本計画の改定について ～～ 各委員及び各課から提出された改定案の採否を協議 ～～
第3回	平成 22 年 10 月 12 日	ずし生涯学習推進プラン 後期基本計画の改定について ～～ 各委員及び各課から提出された改定案の採否を協議 ～～
第4回	平成 22 年 11 月 30 日	ずし生涯学習推進プラン 後期基本計画（原案）の採択

ずし生涯学習推進プラン

発行日 2011年（平成23年）3月

発行 逗子市

編集 市民協働部 市民協働課

〒249-8686

神奈川県逗子市逗子5丁目2番16号

TEL 046-873-1111 FAX 046-872-3003